

II 軽微事案処理簿

1. 一般旅客定期航路事業の廃止許可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔廃止される航路〕
4月22日	広別汽船株式会社	呉～広島～別府

2. 一般乗合旅客自動車運送事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔新たに設けられた路線（運行系統）〕
4月22日	ケイビーバス株式会社	運行系統：東京（新宿）～奈良 運行系統：東京（新宿）～五條

3. 一般乗合旅客自動車運送事業の譲渡譲受認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
5月20日	日立電鉄株式会社	譲渡人 日立電鉄株式会社
	日立電鉄バス株式会社	譲受人 日立電鉄バス株式会社
5月20日	株式会社日立中央バス	譲渡人 株式会社日立中央バス
	日立電鉄バス株式会社	譲受人 日立電鉄バス株式会社

4. 定期航空運送事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
4月20日	株式会社ジャル エクスプレス	申請路線：大阪～長崎 申請路線：大阪～大分
4月27日	エアーニッポン株式会社	申請路線：札幌～利尻 申請路線：福岡～秋田 申請路線：福岡～釧路

5. 定期航空運送事業の運賃設定認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔設定された運賃〕
4月20日	株式会社ジャル エクスプレス	1. 路線 大阪～熊本 2. 旅客運賃（税込）

		大人 (最高額) 21,285円 (最低額) 15,965円
	株式会社ジャル エクスプレス	3. 貨物運賃 (略)
		1. 路線 大阪～長崎
		2. 旅客運賃 (税込)
		大人 (最高額) 22,209円 (最低額) 16,658円
	株式会社ジャル エクスプレス	3. 貨物運賃 (略)
		1. 路線 大阪～大分
		2. 旅客運賃 (税込)
		大人 (最高額) 18,461円 (最低額) 13,450円
4月27日	エアーニッポン株式会社	3. 貨物運賃 (略)
		1. 路線 大阪～松山
		2. 旅客運賃 (税込)
		大人 (最高額) 16,969円 (最低額) 12,000円
	エアーニッポン株式会社	3. 貨物運賃 (略)
		1. 路線 福岡～新潟
		2. 旅客運賃 (税込)
		大人 (最高額) 30,406円
	エアーニッポン株式会社	3. 貨物運賃 (略)
		1. 路線 福岡～釧路
		2. 旅客運賃 (税込)
		大人 (最高額) 41,809円
6月29日	エアーニッポン株式会社	3. 貨物運賃 (略)
		1. 路線 大阪～仙台
		2. 旅客運賃 (税込)
		大人 (最高額) 24,518円 (最低額) 18,390円
	エアーニッポン株式会社	3. 貨物運賃 (略)
		1. 路線 大阪～熊本
		2. 旅客運賃 (税込)
		大人 (最高額) 21,285円 (最低額) 15,965円
	エアーニッポン株式会社	3. 貨物運賃 (略)
		1. 路線 福岡～仙台
		2. 旅客運賃 (税込)
		大人 (最高額) 32,160円 (最低額) 24,121円
		3. 貨物運賃 (略)

6. 定期航空運送事業の運賃変更認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
4月20日	日本航空株式会社	別表①のとおり
	全日本空輸株式会社	別表②のとおり
	株式会社日本エアシステム	別表③のとおり
	日本トランスオーシャン航空株式会社	別表④のとおり
	エア・ニッポン株式会社	別表⑤のとおり

別表① 日本航空株式会社

貨物運賃

一般貨物運賃（消費税抜き）

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 (円/kg)	基本運賃最高額 (円/kg)
東 京 一 帯 広	409	404
東 京 一 秋 田	293	290
東 京 一 女 満 別	449	444
帯 広 一 名 古 屋	443	438
山 形 一 名 古 屋	297	292
帯 広 一 仙 台	337	333
札 幌 一 福 島	332	328
帯 広 一 福 島	364	355
大 阪 一 福 島	321	317
東 京 一 那 覇	519	514
大 阪 一 那 覇	431	427
札 幌 一 那 覇	686	680
福 岡 一 那 覇	363	360
那 覇 一 名 古 屋	472	468
那 覇 一 福 島	558	553

別表② 全日本空輸株式会社

貨物運賃

一般貨物運賃（消費税抜き）

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 (円/kg)	基本運賃最高額 (円/kg)
東 京 一 那 覇	519	514
大 阪 一 那 覇	431	427
福 岡 一 那 覇	363	360
札 幌 一 那 覇	686	680
東 京 一 女 満 別	449	444
東 京 一 青 森	328	324

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 (円/kg)	基本運賃最高額 (円/kg)
東 京 — 秋 田	293	290
東 京 — 庄 内	276	271
東 京 — 山 形	264	259
東 京 — 富 山	297	294
東 京 — 鳥 取	323	318
東 京 — 岡 山	327	323
東 京 — 山口宇部	392	387
東 京 — 佐 賀	437	432
大 阪 — 女 満 別	524	518
大 阪 — 庄 内	338	332
福 岡 — 秋 田	466	461
札 幌 — 庄 内	291	286
札 幌 — 福 島	332	328
札 幌 — 富 山	372	368
札 幌 — 岡 山	472	467
札 幌 — 山口宇部	538	532
那 覇 — 仙 台	593	588
那 覇 — 新 潟	575	571
那 覇 — 名 古 屋	472	468
那 覇 — 広 島	394	391
那 覇 — 山口宇部	386	383
那 覇 — 熊 本	336	333
女 満 別 — 名 古 屋	476	470
青 森 — 名 古 屋	349	345
秋 田 — 名 古 屋	308	305

別表③ 株式会社日本エアシステム

貨物運賃

一般貨物運賃（消費税抜き）

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 (円/kg)	基本運賃最高額 (円/kg)
東 京 — 那 覇	519	514
大 阪 — 那 覇	431	427
福 岡 — 那 覇	363	360
東 京 — 女 満 別	449	444
東 京 — 帯 広	409	404

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 (円/kg)	基本運賃最高額 (円/kg)
東 京 — 青 森	328	324
大 阪 — 帯 広	483	477
大 阪 — 青 森	395	390
大 阪 — 秋 田	355	351
大 阪 — 花 巻	375	371
大 阪 — 山 形	339	332
大 阪 — 松 本	249	246
福 岡 — 女 満 別	633	626
福 岡 — 青 森	506	500
福 岡 — 花 巻	487	481
福 岡 — 山 形	450	442
福 岡 — 松 本	380	375
札 幌 — 女 満 別	238	236
札 幌 — 青 森	226	224
札 幌 — 秋 田	261	258
札 幌 — 花 巻	267	264
札 幌 — 山 形	306	301
札 幌 — 松 本	375	371
那 覇 — 青 森	630	625
那 覇 — 秋 田	602	597
那 覇 — 花 巻	619	614
那 覇 — 出 雲	418	414
女 満 別 — 仙 台	373	369
女 満 別 — 新 潟	412	408
女 満 別 — 広 島	568	562
青 森 — 名 古 屋	349	345
花 巻 — 名 古 屋	328	324
仙 台 — 松 本	284	280
仙 台 — 岡 山	375	371
松 本 — 広 島	309	306
東 京 — 花 巻	296	292

別表④ 日本トランスオーシャン航空株式会社

貨物運賃

一般貨物運賃（消費税抜き）

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 (円/kg)	基本運賃最高額 (円/kg)
東 京 — 那 覇	519	514
山 形 — 名 古 屋	297	292
那 覇 — 名 古 屋	472	468
那 覇 — 鹿 児 島	306	303
那 覇 — 小 松	493	489
那 覇 — 岡 山	419	415
那 覇 — 松 山	378	374
那 覇 — 高 知	379	376

別表⑤ エアーニッポン株式会社

貨物運賃

一般貨物運賃（消費税抜き）

区 間	現 行	変 更
	基本運賃最高額 (円/kg)	基本運賃最高額 (円/kg)
東 京 — 中 標 津	440	434
福 岡 — 福 島	440	435
福 岡 — 富 山	390	386
札 幌 — 紋 別	221	220
札 幌 — 女 満 別	238	236
札 幌 — 中 標 津	243	241
那 覇 — 高 松	406	402
那 覇 — 長 崎	342	339
那 覇 — 宮 崎	329	326
那 覇 — 鹿 児 島	306	303
大 阪 — 鳥 取	209	206
福 岡 — 那 覇	363	360
東 京 — 大 館 能 代	312	308
札 幌 — 大 館 能 代	250	247
名 古 屋 — 佐 賀	358	355
大 阪 — 大 館 能 代	370	365
那 覇 — 大 分	362	359
仙 台 — 青 森	270	267
広 島 — 青 森	434	429

Ⅲ 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

1. 一般旅客定期航路事業の免許

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
6月10日	平11第1001号	新日本海フェリー株式会社	申請航路 敦賀～新潟～秋田～苫小牧

2. 一般旅客定期航路事業の運賃設定認可

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
6月10日	平11第1002号	新日本海フェリー株式会社	別表のとおり

3. 軌道事業の特許

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
5月13日	平11第4002号	大阪市	大阪市東淀川区北江口四丁目一―大阪市東成区大今里三丁目11.9キロメートル

4. 鉄道の旅客運賃変更認可

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
6月3日	平11第4003号	神戸市	<p>1. 普通旅客運賃</p> <p>現行の3キロメートルまで180円、3キロメートルを超え7キロメートルまで210円、7キロメートルを超え23キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに30円加算とする対キロ区間制運賃、ただし、板宿・三宮間の各駅相互間を乗車する場合は、上記対キロ区間制運賃により算出した額から20円を控除して得た額を、3キロメートルまで200円、3キロメートルを超え7キロメートルまで230円、7キロメートルを超え10キロメートルまで260円、10キロメートルを超え13キロメートルまで300円、13キロメートルを超え19キロメートルまでの部分3キロメートルまでを増すごとに30円加算、19キロメートルを超え23キロメートルまで390円の対キロ区間制運賃を最高額とする運賃に変更する。</p> <p>2. 定期旅客運賃（1か月）</p> <p>現行運賃を、通勤定期旅客運賃については平均10.4%、通学定期旅客運賃については平均10.3%引き上げた運賃を最高額とする運賃に変更する。</p>

5. 定期航空運送事業の免許

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
4月6日	平11第9034号	日本トランスオーシャン航空株式会社	申請路線：大阪～那覇
	平11第9035号	エアーニッポン株式会社	申請路線：大阪～松山
	平11第9036号	エアーニッポン株式会社	申請路線：福岡～新潟
6月3日	平11第9037号	エアーニッポン株式会社	申請路線：大阪～仙台
	平11第9038号	エアーニッポン株式会社	申請路線：大阪～熊本
	平11第9039号	エアーニッポン株式会社	申請路線：福岡～仙台

別表

1. 旅客運賃 (単位：円)

等級	区間	敦 賀				
特 等		11,850	新 潟			
1 等		7,900				
2 等		3,950				
特 等		16,350	6,600	秋 田		
1 等		10,900	4,400			
2 等		5,450	2,200			
特 等		20,050	15,640	11,190	苫 小 牧	
1 等		13,430	10,500	7,460		
2 等		6,710	5,250	3,730		

2. 手荷物運賃 (単位：円)

区 間		敦 賀～苫小牧	敦 賀～秋 田	新 潟～苫小牧
種 類		運 賃	運 賃	運 賃
特 殊 手 荷 物	自 転 車 等	2,620	1,630	1,570
	原 動 機 付 自 転 車	4,720	3,260	3,150
	二輪自動車（総排気量0.75リットル未満）	6,820	4,890	4,720
	二輪自動車（総排気量0.75リットル以上）	9,100	6,520	6,300

(単位：円)

区 間		敦 賀～新 潟	秋 田～苫小牧	新 潟～秋 田
種 類		運 賃	運 賃	運 賃
特 殊 手 荷 物	自 転 車 等	1,080	1,020	550
	原 動 機 付 自 転 車	2,160	2,040	1,100
	二輪自動車（総排気量0.75リットル未満）	3,240	3,060	1,650
	二輪自動車（総排気量0.75リットル以上）	4,320	4,080	2,200

3. 自動車航送運賃

(1) 貨物自動車等航送運賃

(単位：円)

区 間	敦 賀～苫小牧	敦 賀～秋 田	新 潟～苫小牧
車両の長さ	運 賃	運 賃	運 賃
3 m未満	22,580	16,740	16,060
3 m以上 4 m未満	30,030	22,580	21,410
4 m以上 5 m未満	37,590	28,550	26,780
5 m以上 6 m未満	48,830	34,640	33,390
6 m以上 7 m未満	63,420	44,910	42,530
7 m以上 8 m未満	72,550	51,320	49,450
8 m以上 9 m未満	81,580	57,740	55,650
9 m以上10m未満	90,720	64,150	61,850
10m以上11m未満	99,750	70,570	68,040
11m以上12m未満	108,880	76,980	74,230
12m以上	108,880円に1 mまで を増す毎に9,030円 を加算した額	76,980円に1 mまで を増す毎に6,420円 を加算した額	74,230円に1 mまで を増す毎に6,200円 を加算した額

(単位：円)

区 間	敦 賀～新 潟	秋 田～苫小牧	新 潟～秋 田
車両の長さ	運 賃	運 賃	運 賃
3 m未満	11,550	10,920	6,160
3 m以上 4 m未満	15,580	14,720	8,310
4 m以上 5 m未満	19,690	18,610	10,510
5 m以上 6 m未満	23,900	22,580	12,750
6 m以上 7 m未満	30,980	29,270	16,530
7 m以上 8 m未満	35,400	33,460	18,900
8 m以上 9 m未満	39,830	37,640	21,260
9 m以上10m未満	44,250	41,820	23,620
10m以上11m未満	48,680	46,000	25,980
11m以上12m未満	53,100	50,180	28,340
12m以上	53,100円に1 mまで を増す毎に4,430円 を加算した額	50,180円に1 mまで を増す毎に4,180円 を加算した額	28,340円に1 mまで を増す毎に2,360円 を加算した額

(2) 乗用自動車航送運

(単位：円)

区 間	敦 賀～苫小牧	敦 賀～秋 田	新 潟～苫小牧
車両の長さ	運 賃	運 賃	運 賃
3 m未満	18,470	11,180	12,900
3 m以上 4 m未満	21,730	14,900	15,220
4 m以上 5 m未満	25,720	18,630	17,950
5 m以上 6 m未満	30,870	22,360	21,630
6 m以上	30,870円に1 mまで を増す毎に5,350円 を加算した額	22,360円に1 mまで を増す毎に3,730円 を加算した額	21,630円に1 mまで を増す毎に3,470円 を加算した額

(単位：円)

区 間	敦 賀～新 潟	秋 田～苫小牧	新 潟～秋 田
車両の長さ	運 賃	運 賃	運 賃
3 m未満	7,780	7,350	4,190
3 m以上 4 m未満	10,370	9,800	5,580
4 m以上 5 m未満	12,960	12,250	6,980
5 m以上 6 m未満	15,550	14,700	8,380
6 m以上	15,550円に1 mまで を増す毎に2,590円 を加算した額	14,700円に1 mまで を増す毎に2,450円 を加算した額	8,380円に1 mまで を増す毎に1,400円 を加算した額

IV 運輸審議会公聴会

1. 運輸審議会主宰公聴会 記 載 事 項 な し
2. 審理官主宰公聴会 記 載 事 項 な し

V 運輸審議会意見聴取

1. 運輸審議会主宰意見聴取

- 神戸市の鉄道の旅客運賃変更認可

[月 日]	[氏 名]	[職 名]	[備 考]
6月22日	笹 山 幸 俊	神 戸 市 長	申 請 者
	山 本 征 朗	神 戸 市 交 通 局 長	
	平 野 祐 之 助	神 戸 市 交 通 局 総 務 部 長	
	檀 野 守	神 戸 市 交 通 局 高 速 鉄 道 部 長	
	川 本 勝 太 郎	神 戸 市 交 通 局 総 務 部 総 務 課 長	

2. 審理官主宰意見聴取 記 載 事 項 な し

VI 審理報告書

- 記 載 事 項 な し

Ⅶ 事案処理状況

(平成11年4月1日から
平成11年6月30日まで)

区 分		海 運	港 湾	港 湾 運 送	鉄 道 1	鉄 道 2	旅 客 自 動 車	貨 物 自 動 車	航 空	郵 便 物 運 送 委 託	行 政 不 服 審 査	計
軽微認定事案件数		1	0	0	0	0	3	0	19	0	0	23
件名表登載事案件数		2	0	0	0	2	0	0	6	0	0	10
答 申 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（意見聴取を行ったものを含む）	2	0	0	0	2	0	0	16	0	0	20
	計	2	0	0	0	2	0	0	16	0	0	20
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	運輸審議会主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	審理官主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

(注) 鉄道1は国鉄民営化に伴う旅客会社、貨物会社
鉄道2は旅客会社貨物会社以外